

公立大学法人神戸市看護大学職員に対する期末手当等の支給に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年3月29日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第12号

公立大学法人神戸市看護大学職員に対する期末手当等の支給に関する規程の特例に関する規程（2019年4月1日規程第75号）の一部改正

(改正前)	(改正後)
<p>理事長、副理事長及び常勤の理事並びに公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程（2019年4月規程第71号）第3条第1項第4号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に限り、<u>2023年度</u>の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する公立大学法人神戸市看護大学職員に対する期末手当等の支給に関する規程（平成31年4月規程第74号）第3条第2項の規定の適用については、同項中「管理職手当の支給を受ける職員で細則で定めるもの及び指定職の職員（公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第3条第1項第4号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これらを「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5」とあるのは「理事長及び副理事長にあつては100分の88.9」とする。</p>	<p>限り、<u>2024年度</u></p> <p><u>100</u></p> <p><u>分の86.75</u></p>
<p>附 則 （施行期日） 1 略 （この規程の失効） 2 この規程は、<u>2024年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p><u>2025年3月31日</u></p>

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。